

2017年 社会保険労務士制度推進月間

社労士 無料相談会

雇止め
長時間労働
退職後あれこれ
障害年金等



社労士がお答えします。職場のトラブルから年金まで。

こんな悩みを抱えていませんか？

雇用

- ※ 業績不振で解雇と言われ納得がいかない。
- ※ 管理監督者なので残業手当はないと言われている。
- ※ 職場で無視されます。
- ※ 有給休暇を取らせてもらえない。

年金

- ※ 10年払ったら受け取れるってホント？
- ※ 国民年金保険料は遡って払えるの？
- ※ 遺族厚生年金を受け取っていますが65歳になると？

その他

- ※ パートでも社会保険に入らなくてはいけないの？
- ※ 失業保険はいつから、何日受け取れるの？
- ※ 退職後の健康保険や年金の手続きについて。
- ※ 傷病手当金や出産育児一時金など。
- ※ 就労に関する事。
- ※ 就業規則について。



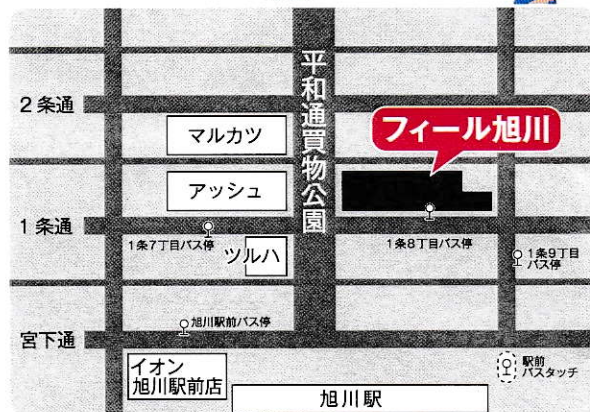
社労士は職務上
守秘義務があります。
お気軽に
ご相談ください。



日時 2017年 **10月21日(土)**
PM 13:00~PM 16:00

場所 **Feeal 旭川(フィール旭川) 7F**
旭川市 1条通 8丁目108番地

主催 **北海道社会保険労務士会道北支部**



お問い合わせ先

北海道社会保険労務士会道北支部
〒070-0022 旭川市東2条1丁目(東海林事務所内)
TEL (0166) 23-2849 FAX (0166) 24-1005

当日は予約不要です。
お気軽に
お越しください。